

英語版「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」 の開始について

いつも本試験へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

大阪タクシーセンターでは、タクシー業務適正化特別措置法第49条の規定に基づき「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」を、これまで日本語で実施していましたが、外国人就労者の増加及びグローバル化の進展が見込まれることから、今後は英語での試験が可能となります。英語での受験を希望する場合は、大阪タクシーセンター研修所へ申し出てください。

■ 英語化の概要

- 対象試験: 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験
- 開始時期: 2026年1月19日(月)実施の試験より導入
- 内容: 英語対応は試験問題のみの出題とします

★ ご質問やご不明点がございましたら、大阪タクシーセンター研修所までお気軽にお問い合わせください。

～ 今後ともどうぞよろしくお願いいたします。～

OTC 公益財団法人大阪タクシーセンター

大阪市鶴見区鶴見4-5-9

<問合せ先> 研修所 電話 06-6933-5616